

はじめに

沖縄森林管理署長 佐藤隆幸



沖縄の皆様には、日頃から国有林野事業の管理経営にご理解とご協力をいただいていることに対しまして、感謝申し上げます。

国有林野事業は、平成25年度以降、これまでの特別会計から一般会計へ移行して業務運営を行うこととなります。国民の皆様へのより一層の寄与や、民有林行政との連携を強化していくこととしています。

このような状況の下、沖縄森林管理署は以下のような取組みを行います。

1 国有林野の管理経営

- (1) 国有林野施業実施計画等に基づき、適切な森林施業を実施するとともに、西表島森林生態系保護地域の設定区域が拡大されたことに対応し、適切な保全管理に努めます。
- (2) 希少野生生物保護管理事業で得られたイリオモテヤマネコやヤンバルクイナなどの生態に関する成果等を国民に広く提供していきます。
- (3) 治山事業は地元の要望等をよく把握しながら、自然に最大限配慮しつつ行います。
- (4) 国有林野の貸付・使用地の適正管理に努め、漫用等の不適正使用を改善します。

2 国民の森林・地域との連携

- (1) 首里城の復元・修理用の資材であるイヌマキ等を植栽した国頭村内の「首里城古事の森」を、古事の森育成協議会等と協力して引き続き保全管理します。新たに東村に設定した「首里城古事の森」にイヌマキ等を植栽し、森林の再生や本活動を通じて木の文化の啓発に努めます。
- (2) 西表自然休養林管理運営協議会等との協力等を通じ、自然休養林の適正利用、巨樹・巨木の保護管理を行います。
- (3) 西表島南風見の遺伝資源保存を目的としたリュウキュウマツ林は、除伐等により樹勢回復措置を行います。
- (4) 国有林野等所在市町村長有志協議会、森林・林業活性化議員連盟等が実施する会議等に積極的に参加するなど、地元市町村等との緊密な連携を図ります。